交通法規の一部改正

安全運転の確保　人身事故防止を強化

九月一日から道路交通法の一部が改正されました。交通安全宣言市に、ふさわしく、みんなで規則をよく守って安全なまちにいたしましょう。

主な改正内容

◎乗用ヘルメットの着用

秋の全国交通安全運動が九月二十五日から十月十四日まで行われます。この安全運動では、歩行者の交通事故絶滅を目標に、交通安全思想の周知徹底、違法行為の取締り、交通安全施設の整備、車両の点検整備などを重点的に取り上げられます。

私たち一人一人が、交通安全宣言市の市民にふさわしいマナーを身につけて交通の安全を確立したいものです。

歩行者事故をゼロに

〜秋の交通安全運動はじまる〜

△自動二輪車の運転者及び同乗者は高速自動車道、自動車専用道路では他人を乗車させて運転してはならない。

本県では現在のところ適用されませんが、八月十五日の取締りの際、ヘルメットを着用することがのぞましい。

◎免許制度の改正

△三輪と軽免許は廃止されます。ただし軽免許は昭和四十三年九月一日までに発されます。軽二輪や第二種バイクは自動二輪に格上げされ全部自動二輪免許を受けなければならなくなりました。

△新たに牽引第一種及び第二種免許の制度が設けられました。

△身体障害者の「車いす」の通行区分を明確にする改正

△車いすが道路を通行するときは歩行者と同じ通行区分によることとされました。

◎行政処分の取消基準の充実強化の改正

△過去一年内に運転免許の保留停止を受けた者は、その期間中に無免許運転をした場合はただちに免許を取消されることになりました。

△運転免許の停止保留処分を受けた者は、申し出によって講習を受けることができますが（希望成績によって停止保留期間が短縮される）この講習を受ける場合は講習時間によって手数料を納めなければなりません。

なお、詳しいことは警察署に照会してください。

よるのまちを明るく

経済的な点滅器で

新潟県は以来「まちを明るくする運動」が続けられていますが、防犯灯や街灯の設備も市民の皆さんのご協力で大部進んで参りました。

ところで、街灯や防犯灯に自動点滅器をとり付けてないと、電球の寿命が短かくなり大変不経済です。

自動点滅器をとり付けるためには経費がかかるわけですが、「まちを明るくする運動新津市協議会」では、特にこの経費を五五〇円の実費（工費は会社負担）でやって貰うよう東北電力新津営業所と話し合っています。

希望の向は営業所の方へ直接申込んで下さい。

門軒灯も終夜点灯を

犯罪は暗いところで起こります。

街灯や防犯灯のない場合でも、門灯や軒灯をつけておけば、附近が明るくなりますから犯罪予防に役立ちます。

門軒灯の設置と終夜灯点を励行して下さい。

愛犬には予防注射を

―未登録犬は登録も―

狂犬病予防法による今年二回目の予防注射が別表日程のとおり実施されます。

犬を飼っている人は、必ず犬に注射をさせましょう。

また、今年の犬の登録をしていない飼主は、注射の際登録をうけてください。

犬の放し飼いは厳重に禁止されていますので必ずつないでおきましょう。

犬の登録及び予防注射に要する経費は次のとおりです。

登録手数料　三〇〇円
注射手数料　一八〇円

ただし、集合注射以外に開業獣医宅で注射をうける場合　二二〇円

戸別訪問をうけて注射をうける場合　三六〇円

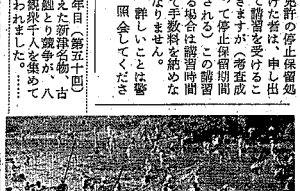

五十年目（第五十回）を迎えた新津名物「八百津の鯉とり競争」が、八月末親孫千人を集めて行なわれました。

市民が誇る学校を

開校記念式挙行に当たって

ご挨拶

職員は女学校一校のみであったこの新津地区にさらに高等一校をという数年来の市民挙げての熱望に応えて関係省令位の誤べ〜しの協力は勿論、あらゆる面で市当局の絶大な援助を賜わったことに関し、深く感謝申しあげる次第であります。県立の高校でありながら、巨費（総額四億円のうち約四分の二）を市に負担原っていただき、種々の事情から、止むを得なかったことではありますが、市当局、ならびに市民の皆さまには、ただただ感謝のほかはありません。

この意味から、ぜひ、市民の方々が誇り得る立派な学校に育てあげるべく、及ばずながら、金職員協力一致努力してまいりました。かって、一面の水田でありましたここ

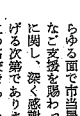

この学校は、あなたの学校であります。

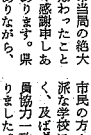

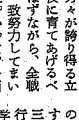

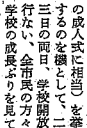

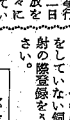

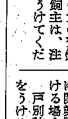

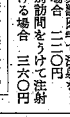

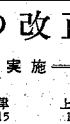

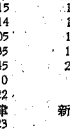

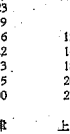

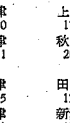

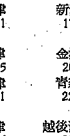

西金沢の一角、一万五千坪の地に、種々のコンクリート三階建、四棟の堂々たる体育館を誇る職員住宅、生徒一千名の学校に成長しました。

よって、来たる十一月一日に開校記念式（学校の成人式に相当）を挙行する運動会として、二日三日の両日、学校開放を五〇円の実費（工費は会社負担）でやって貰うよう東北電力新津営業所と話し合っています。

希望の向は営業所の方へ直接申込んで下さい。

県立新津工業
高等学校長
田中依夫

<日時場所>

月日	曜日	時間	場所
10月11日	月	10時～14時	記念公会堂
		10～14	公民館新開分館
10月12日	火	10～14	草水公会堂
10月13日	水	12～14	阿賀小学校
10月14日	木	10～14	公民館金津分館
10月15日	金	12～14	満日小学校
		10～14	小学校寺校
10月16日	土	10～12	家妙小学校
		10～14	市之瀬小学校
10月20日	水	10～14	公民館小合分館
10月22日	金	10～14	結小学校
10月23日	土	10～14	記念公会堂
10月26日	火	10～14	上山谷福王寺

列車時刻の改正

十月一日から実施

新潟・上野間　急行電車

上り	新潟発	新津	上野着
第1佐渡号	7.00	7.15	12.22
第2佐渡号	9.00	9.14	14.25
第3佐渡号	10.50	11.05	16.17
第4佐渡号	13.20	13.35	18.45
第5佐渡号	16.30	16.45	21.57
越路号	22.35	23.10	5.41
天の川（寝台車）	23.00	23.22	6.06
下り	上野発	新津	新潟着
越路号	22.35	5.23	5.38
天の川	22.50	5.59	6.15
第1佐渡号	7.10	12.16	12.30
第2佐渡号	9.10	14.22	14.36
第3佐渡号	13.00	18.13	18.27
第4佐渡号	15.31	20.35	20.52
第5佐渡号	18.04	23.00	23.15

新津・秋田間（十月から）、新潟・上野間、秋田・上野間の急行列車は、それぞれ増発されます。

特に新潟・上野間の急行、特急本数は一日十一往復となり、平均七十分間隔（下りは八十分間隔）で運転されることになりました。

新潟駅構内では、特急白鳥号の新潟の乗り入れ、寝台急行の新潟の乗り入れ、また通勤・通学時間帯の列車も増発されるなど、大幅な輸送改善が行なわれます。

新津駅構内では、特急越後湯沢間に、急行、特急が増発されます。

新潟・上野間の急行、特急の運転時間帯の列車も増発されます。

新潟